

みやぎ大規模施設園芸立地奨励金交付要綱
(令和5年8月1日改正版)

みやぎ大規模施設園芸立地奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、異業種企業及び県外企業の農業参入等により、みやぎの農業と地域経済を支える産業の発展に資するため、県内に大規模園芸施設を新設又は増設する農業法人に対し、予算の範囲内においてみやぎ大規模施設園芸立地奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「園芸作物」 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき同法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成21年3月23日付け総務省告示第175号）に規定する中分類の農業のうち、細分類の野菜作農業、果樹作農業及び花き作農業に含まれる品目のこと。ただし、きのこ類は除く。
- (2) 「大規模園芸施設」 施設内で植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御と生育予測を行うことにより、園芸作物の周年・計画生産が可能な栽培施設のこと。
- (3) 「太陽光利用型」 大規模園芸施設のうち、温室等の半閉鎖環境で太陽光の利用を基本として、雨天・曇天時の補光や夏期の高温抑制技術等により周年・計画生産を行うもの。
- (4) 「完全人工光型」 大規模園芸施設のうち、閉鎖環境で太陽光を使わずに環境を制御して周年・計画生産を行うもの。
- (5) 「大規模施設園芸」 大規模園芸施設で営農を行うこと。
- (6) 「投下固定資産額」 大規模園芸施設の立地のために取得した当該大規模園芸施設を構成する、土地を除く、固定資産及び償却資産において、次に掲げる金額を合計した金額をいう。

イ 本要綱第4本文の規定に基づき奨励金対象施設園芸指定申請書（様式第1号）を知事に提出した日の属する月から操業開始日の属する年の年度末までの間に取得した固定資産（土地を除く。）及び償却資産で、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号に規定する固定資産課税台帳に登録された課税標準額
- (7) 「新規雇用者」 第8号及び第9号に該当する者をいう。
- (8) 「正社員」 次に掲げるすべての要件に該当する者をいう。

イ 本要綱第4の規定による申請の日の属する月から操業開始日の属する月までの間に、大規模園芸施設の設置に伴い新たに雇用された県内に住所を有する常時雇用者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定する者を除く。）又

は大規模園芸施設の設置に伴う転勤等により新たに県内に住所を有することとなった常時雇用者。

ロ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者のうち雇用期間の定めのない者（同一の事業所に雇用される通常の労働者と比較し、常時短時間勤務の者は除く。）であること。

ハ 労働基準法第89条の規定により就業規則を作成している場合においては、その対象となる者であること。（特に、同法第39条の年次有給休暇及び第65条の産前産後に係る休業並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条の育児休業及び第11条の介護休業の対象であること。）

(9) 「パートタイム労働者」 本要綱第4の規定による申請の日の属する月から操業開始日の属する月までの間に、大規模園芸施設の設置に伴い新たに雇用された県内に住所を有する短時間労働者及び有期雇用労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法（平成5年法律第76号）第2条に定義する者）又は大規模園芸施設の設置に伴う転勤等により新たに県内に住所を有することとなった短時間労働者及び有期雇用労働者。

(10) 「新設」 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

イ 県内に大規模園芸施設を有しない者が県内に新たに大規模園芸施設を設置すること。

ロ 県内に大規模園芸施設を有する者が当該大規模園芸施設とは別の県内市町村で新たに園芸施設を設置すること。

(11) 「増設」 既に県内に大規模園芸施設を有する者が、当該大規模園芸施設と同一市町村内に新たに大規模園芸施設を設置すること。

(12) 「農業法人」 法人形態によって農業を営む法人。

(奨励金の交付対象施設園芸)

第3 奨励金の交付の対象となる施設園芸は、次に掲げる要件を備える施設園芸（以下「奨励金対象施設園芸」という。）であって、知事が指定したものとする。

(1) 大規模園芸施設において、投下固定資産額が、新設の場合は5億円以上、増設の場合は2億円以上であること。

(2) 操業開始日の属する月の末日において、新設の場合は正社員1人かつパートタイム労働者10人以上の新規雇用者がいること。増設の場合はパートタイム労働者5人以上の新規雇用者がいること。

(3) 太陽光利用型において、新設の場合は施設面積が10,000㎡以上であること。増設の場合は増設面積が5,000㎡以上で、既存施設面積と併せて10,000㎡以上であること。

(4) 完全人工光型において、施設面積が1,000㎡以上であり、通常の施設であれば期待される一定の収量が期待できること。

(5) 申請者が自ら従業員を雇用し、大規模園芸施設を運営していること。

- (6) 大規模園芸施設で、園芸作物（ただし特用林産物は除く）の栽培を行い、農業を営む農業法人であること。

(奨励金対象施設園芸の指定の申請)

第4 第3の奨励金対象施設園芸の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大規模園芸施設の設置工事等に着手する予定日の30日前までに、次に掲げる書類を添えて、奨励金対象施設園芸指定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、申請に当たり、親会社（会社法2条4号）又は連結決算を行う企業等、密接な関係があると認められる企業に限り、第3に定められた要件を満たす場合には、当該企業の連名により2者以上で申請することができる。

- (1) 企業の概要を明らかにする書類
- (2) 大規模園芸施設の設置計画に関する書類
- (3) 大規模施設園芸の事業実施計画に関する書類
- (4) 設置する大規模園芸施設の位置図及び平面図
- (5) 農業法人の登記事項証明書及び定款の写し
- (6) 就業規則の写し
- (7) 直近3年分の事業報告書及び決算書
- (8) 工事請負契約等を既に締結している場合は、当該契約書の写し
- (9) 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書
- (10) 暴力団排除に関する誓約書
- (11) 納税証明書（全ての県税）

2 次のいずれかに該当する者は、指定の申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に滞納や未納がある者

3 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(奨励金対象施設園芸の指定等)

第5 知事は、第4の奨励金対象施設園芸指定申請書の提出を受けたときは、その指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、第3各号の要件を満たす場合であっても、事業実施計画の妥当性や予算の状況等の理由により奨励金対象施設園芸の指定を行わないことができるものとする。

2 前項の通知は、奨励金対象施設園芸指定通知書（様式第2号）によって行うものとし、知事は、指定に当たり条件を付することができるものとする。

3 第1項の規定による奨励金対象施設園芸の指定を受けた者が、当該指定を辞退しようとする場合は、奨励金対象施設園芸指定辞退届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

4 第1項の規定による奨励金対象施設園芸の指定後、指定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、知事は、必要な報告を求め、当該奨励金

対象施設園芸の指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の方法により奨励金対象施設園芸の指定を受けた場合
- (2) 第2項の規定により知事が付した条件に違反した場合
- (3) 第1項の指定の通知を受けた日から1年以内に大規模園芸施設の設置工事等に着手しなかった場合
- (4) 奨励金対象施設園芸の完成の日から1年以内に奨励金の交付の対象となる事業に着手しなかった場合

(奨励金対象施設園芸の変更)

第6 第4の規定による奨励金対象施設園芸指定申請書の提出後、奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年を経過する日までの間に登記事項や計画内容等に重要な変更があった場合は、当該変更のあった日から30日以内に、登記事項証明書等の変更内容を証する書類を添えて、奨励金対象施設園芸変更届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(奨励金対象施設園芸の承継)

第7 第4の規定による奨励金対象施設園芸指定申請書の提出後、奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年を経過する日までの間に、合併、譲渡、相続その他の事由により奨励金対象施設園芸に係る事業を他者に承継した場合は、当該事業を承継した日から30日以内に、承継を証する書類を添えて、奨励金対象施設園芸承継届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(操業開始の届出)

第8 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金対象施設園芸の操業開始日から60日以内に、次に掲げる書類を添えて、操業開始届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書(様式第7号)
- (2) 新規雇用者数を証する書類
- (3) 工事請負契約等の写し(指定申請時に未提出の場合に限る。)

2 奨励金の交付を受けようとする者は、第4の規定により提出した奨励金対象施設園芸指定申請書に記載した操業開始予定日が30日以上遅れることが明らかとなったときは、操業開始予定日の30日前までに操業開始予定日変更届(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(奨励金の交付額)

第9 奨励金の交付額は、別表1の区分に従い、投下固定資産額にそれぞれ同表の奨励金交付率を乗じて得た額とし、同表の右欄に掲げる交付限度額を限度とする。

- 2 大規模園芸施設の立地に関し一会計年度において交付決定を行う額は2億円を限度とし、予算の状況に応じて、複数年に分割して交付決定を行うことができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けようとする者が、奨励金の交付対象

となる投下固定資産等を対象として自治体等から奨励金以外の補助金等の交付を受ける場合は、課税標準額から当該補助金等の額を減じて得た額に、交付率を乗じて得た額を交付するものとする。

(奨励金の交付の申請)

第10 奨励金の交付を受けようとする者は、新設、増設した奨励金対象施設園芸の操業を開始した年の翌年の4月1日から翌々年の3月31日までの間(第9第2項に基づき複数年に分割して交付を受ける者に係る2回目以降の交付については、当該交付を受ける会計年度中)において知事が指定した期日までに、次に掲げる書類を添えて、みやぎ大規模施設園芸立地奨励金交付申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第10号)
- (2) 投下固定資産額を証する書類

2 前項のみやぎ大規模施設園芸立地奨励金交付申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(奨励金の交付の決定)

第11 知事は、前条の規定による奨励金の交付の申請があったときは、奨励金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 前項の奨励金の交付の決定の通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(奨励金の交付)

第12 奨励金は、奨励金対象施設園芸が操業を開始した年の翌年の4月1日以降に交付するものとする。

(奨励金の返還)

第13 規則第6条の規定により奨励金の交付の決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、必要な報告を求め、当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法により奨励金の交付を受けた場合
- (2) 第5第2項の規定により知事が付した条件に違反した場合
- (3) 当該奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年を経過する日までの間に、交付の決定の対象となった大規模園芸施設の操業を中止、廃止又は縮小した場合

2 前項第3号による奨励金の返還金額は、奨励金の交付額から奨励金対象施設園芸の操業日数に基づく操業貢献額及び県税納付額を減じた額とする。

(端数計算)

第14 第9から第12までの規定による奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(書類の提出等)

第15 この要綱により知事に提出する書類の部数は、各1部とする。

- 2 知事は、第4の奨励金対象施設園芸指定申請書の提出があったときは、その内容について、奨励金対象施設園芸の立地を計画する市町村の長に対し、意見を求めることができる。

(運営状況報告)

第16 知事は、この補助事業により設置され、又は導入された機械等の運営状況について、操業開始年から5年間について報告を求めることができる。

(災害等に対する備え等)

第17 交付対象者は、当該施設及び機械設備等を対象として、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須)、動産総合保険(天災等に対する補償を必須)に加入し、災害等のリスクに備えるものとする。

(雑則)

第18 この要綱の施行に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日から令和10年3月31日までに建設工事着手する奨励金対象工場等に適用する。
- 2 令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に奨励金対象施設園芸に着手する当該大規模園芸施設に係る奨励金にあつては、第4第1項の「大規模園芸施設の設置工事に着手する日の30日前」を「施行日から30日を経過する日」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表1（第9関係）

1 大規模園芸施設を新設する場合

| 施設面積 | 区分 | 奨励金 交付率 | 奨励金 交付 限度額 |
|---|---|------------|------------------|
| 【太陽光利用型】 施設面積が10,000㎡以上 であること 【完全人工光型】 施設面積が1,000㎡以上 であること | ①投下固定資産額が10億円以上であり、かつ、新規雇用者数のうち、正社員が3人以上かつパートタイム労働者が20人以上のもの | 8% | 2億円 |
| | ②投下固定資産額が7.5億円以上であり、かつ、新規雇用者数のうち、正社員が2人以上かつパートタイム労働者が15人以上のもの | 6% | 2億円 |
| | ③投下固定資産額が5億円以上であり、かつ、新規雇用者数のうち、正社員が1人以上かつパートタイム労働者が10人以上のもの | 4% | 2億円 |

注1 女性活躍加算（1%加算）

新規雇用者（正社員）のうち1/2以上が女性の場合。

注2 デジタル機器加算（1%加算）

農業DX推進を目指し、自動搬送機等農業用ロボットや労務管理システム等導入する大規模園芸施設。ただし、複合環境制御機器の設置は除く。

注3 SDGs対応型加算（1%加算）

化石燃料の使用量削減及びCO₂排出削減を目指し、バイオマスボイラーやヒートポンプ、CO₂局所施用装置などを導入する大規模園芸施設。

注4 交付率の加算は、注1から注3で加算するが、最大2%とする。

2 大規模園芸施設を増設する場合

| 施設面積 | 区 分 | 奨励金交 付率 | 奨励金 交付限 度額 |
|---|---|------------|------------------|
| <p>【太陽光利用型】 施設面積が5,000㎡以上であること</p> <p>【完全人工光型】 施設面積が1,000㎡以上であること</p> | <p>①投下固定資産額が2億円以上であり、かつ、新規雇用者数のうち、パートタイム労働者が5人以上のもの</p> | 2% | 2億円 |

注5 女性活躍加算（1%加算）

新規雇用者（正社員）のうち1/2以上が女性の場合。

注6 デジタル機器加算（1%加算）

農業DX推進を目指し、自動搬送機等の農業用ロボットや労務管理システム等導入する大規模園芸施設。ただし、複合環境制御機器の設置は除く。

注7 SDGs対応型加算（1%加算）

化石燃料の使用量削減及びCO₂排出削減を目指し、バイオマスボイラーやヒートポンプ、CO₂局所施用装置などを導入する大規模園芸施設。

注8 交付率の加算は、注5から注7で加算するが、最大2%とする。